

⑩ 環 境 省

法人名	独立行政法人国立環境研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大塚 柳太郎)
目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。) 2 環境の保全に関する国内及び国外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集、整理及び提供。 3 前二号の業務に附帯する業務。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	国立環境研究所部会(部会長:高月 紘)
ホームページ	法人: http://www.nies.go.jp/ 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 「3.財務内容の改善に関する事項」、「2.(7)物品一括購入における業務費削減努力」の※で記載した部分は、2.(3)で評価していることを示す。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(2)環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(3)研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	/	/	/	/	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)戦略的かつ機動的な組織の編成	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の効率的な活用	A	A	A	A	A	A	
(3)財務の効率化	A	A	A	A	B	A	
(4)効率的な施設運用	A	A	A	A	A	A	
(5)情報技術等を活用した業務の効率化	/	/	/	/	A	A	
(6)業務における環境配慮	A	B	A	B	A	B	
(7)物品一括購入における業務費削減努力	/	/	A	※	/	/	
(8)業務運営の進行管理	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項	※	※	※	※	※	※	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 環境研究については、適切な研究体制のもと、各種のプログラムが着実かつ適切に進められている。特にIPCC(気候変動に関する政府間パネル)のような活動における成果のように、長期的な視点に立つ地道な活動を継続していることは高く評価できる。
- 環境情報の収集・整理・提供について、精力的な取組がなされているが、年度目標を達成できなかった項目があり、正確かつ適切な情報をできるだけ広範囲で利用できるよう工夫することが望まれる。
- 研究成果の発信、社会貢献については、全般的に適切に取り組まれており、体系的で効率的な広報活動を展開したことは高く評価できる。
- 業務運営全般については改善努力が積み重ねられ、各種成果に結びついていると考えられ、適切に取り組まれている。
- 以上を踏まえ、第2期中期目標の達成に向け適切に成果を上げていると判断する。18年度の業務実績評価にて指摘した事項も可能な範囲で適切に措置されていると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重点研究プログラム	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化研究プログラム、循環型社会研究プログラム、環境リスク研究プログラム、アジア自然共生研究プログラムの4つのプログラムを年度計画に基づいて適切に実施。 外部評価委員会の評価を受け、高い評価を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営交付金と同等かそれ以上の外部資金を獲得し、外部評価委員会で高い評価を得るなど、予定通りの成果を上げている。 今後、相対的には高い評価とならなかったプロジェクトの原因分析、改善を期待。
基盤的な調査・研究活動	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に基づき、8分野において基盤的な調査・研究活動を実施。 競争的環境で基盤的研究の推進を図るため、所内公募制度を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 所内公募制度も適切に機能しており、総じて十分な研究成果が得られている。 引き続き、重点研究プログラムとの役割分担と連携の明確化等が図られることを期待。
研究課題の評価・反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家による評価を実施し、評価結果の反映のため、所内で検討を行い、今後の研究の進め方をとりまとめ。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価の結果が業務運営に反映される等適切な取組がなされている。 今後なされる追跡評価についても、具体的かつ客観的な方法について検討を始めることが望ましい。
環境研究・環境技術に関する情報の提供	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の環境研究・環境技術ニュース、環境技術レポート、環境データベースの情報を収集・更新。 関連サイトの利用件数: 月平均約1万件(19年10月～20年3月の平均) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報ネットワークについては年度計画を大きく下回り、内容面やアクセス数を高める工夫と取り組みが必要。 必ずしも研究所の責任とは言えない要素があり、この点を勘案した評価とする。
財務の効率化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費は、2,320,399千円で、17年度決算額比2%以上の削減達成。 自己収入額は、3,712百万円で、見込額4,069百万円を下回った。 随意契約ができる場合の基準、契約に係る公表基準を国に準じた基準とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し、一般競争も公表対象とするなど、総じて適切に対応されている。 自己収入が見込額を下回り、減少傾向にある点は分析し、一層の努力が必要。 入札及び契約の適正な実施等は、現時点では問題ないが、成果を見守る必要がある。
業務における環境配慮等	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 2箇所の観測施設で自然公園法違反事例が発生。関係機関への報告等適切に対処し、所内への法令遵守の徹底を図った。 CO2排出量は対13年度比19.5%削減(計画目標14%削減)、廃棄物全量を対16年度比25%以上削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法に違反した事案が発生したことは大変残念で、法令遵守の徹底を図る必要がある。 省エネルギー等、廃棄物等発生量については数値目標を大きく上回るなど適切に成果を上げている。
人事に関する計画	4(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公募による採用、NIES 特別研究員等の採用、客員研究員の招聘など、多様な人材の確保し、重点研究プログラムへの重点的な配置を実施。 給与水準: 研究系職員 104.1%、事務系職員 97.0%(対国家公務員)。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募による幅広い研究系職員の採用や客員研究員の委嘱等、適切な人材運用が行われていると評価。 給与水準は研究系職員が100%を上回る水準だが、任期付き職員を経て採用される特殊性を踏まえると適切な範囲内と考える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人環境再生保全機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:田中 健次)
目的	公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
主要業務	1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害に係る健康被害の補償及び予防に関する業務を行うこと。2 民間団体の環境保全活動への支援及びこれらの活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理・提供等を行うこと。3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に対する助成を行うこと。4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の維持管理積立金の管理を行うこと。5 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害者の救済に関する業務(被害者の認定、救済金の給付、拠出金の徴収)を行うこと。6 1~5からの業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	環境再生保全機構部会(部会長:佐野 角夫)
ホームページ	法人: http://www.erca.go.jp/index.html 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日~平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
1 業務運営の効率化	A	A	A	B	
(1) 組織運営の効率化	A	A	A	B	
(2) 業務運営の効率化	B	A	A	A	
(3) 経費の効率化・削減	A	A	A	B	
(4) 業務における環境配慮	B	A	A	A	
2 国民に対する提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	
(1) 公害健康被害補償及び予防業務	A	A	A	A	
(2) 地球環境基金業務	B	A	A	A	
(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	B	A	A	B	
(4) 維持管理積立金の管理業務	A	A	A	B	
(5) 石綿健康被害救済業務		a×1, b×1	A	A	
3 財務内容の改善	A	A	A	A	
(1) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	
(2) 短期借入金の限度額	—	A	A	A	
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	
(2) その他	A	A	A	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は、中期計画に沿って国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する重要事項については、十分な成果をあげており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。しかしながら、今後においては、業務運営の効率化、特に、内部統制体制の確立、人事管理制度の更なる改善などについて、速やかに取り組むとともに、現行の管理部門等の縮減を含めた組織のあり方の見直しについて、早急に着手する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 緑地整備関係建設譲渡事業の終了による担当課の廃止に伴い、債権管理課に係を設置。 2名の削減及び人員配置の見直しを実施。 新人事評価制度に基づく人事評価を実施し、結果を夏季及び冬季の賞与に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の削減を行うとともに、新人事評価に基づき、各部門の目標と個々の職員の業務計画を作成し、職員の意識の向上を図り、評価結果を賞与に反映させることにより、組織運営の効率化を進めている。
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画、年度計画の進捗状況を把握するため、半期毎に自己点検・自己評価を実施。 業務評価委員会を2回開催し、得られた意見・提言を業務運営に反映。 情報共有化システム等による情報・知識の共有化。 外部委託・外部機関の活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の自己点検・自己評価の実施結果と機構の内部業務点検・助言委員会の意見・提言を業務運営に反映させ効率化を進めている。 情報共有化システムの活用による情報・知識の共有化、サービサーなどのアウトソーシングの有効利用等により、業務運営の効率化が図られていると評価できる。
経費の効率化・削減	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化に努め、一般管理費は、平成15年度比で32.8%削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、運営費交付金を充当する事業費及びサービサーへの委託費は、いずれも

		<ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、共通的な経費分担比率の低下などにより、平成18年度比で48.5%削減。 運営費交付金を充当する事業費は、業務の効率化に努め、平成15年度比で20.5%削減。 	<p>前年度の実績より増加している状況である。今後は、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ、前年度との実績の比較においても極力抑制に努め、やむを得ず増加する場合には、十全な説明責任を果たすことを期待する。</p>
公害健康被害補償及び予防業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 汚染負荷量賦課金 徴収率:101.05%(15年度:100.36%)。 収納率:99.99%(15年度:99.99%)。 申告・納付説明会の開催:103会場。 申告督促による徴収:69事業所。 商工会議所への業務委託:156会議所。 賦課金専用HPへのアクセス数:28千件(前年度比120%)。 事務処理日数:164日(15年度:219日)。 公害健康被害予防事業は、地域住民の健康確保につながる事業に重点化。 予防事業に係るサイトのアクセス数:123千件(15年度75千件)。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国156の商工会議所と連携を強化し、納付義務者への効果的な説明会を開催するとともに、問い合わせへの的確な対応に努め、徴収率・収納率ともに適切に目標を達成している。 HPのアクセス件数は大幅に増加する等、納付義務者へのサービス向上にも努めていることが評価できる。 事務処理日数は中期目標期間の削減目標である25%減を昨年度において達成し、引き続きこれを維持することができた。 運用収入の減少見込みに対して、助成事業の重点化等が適切に推進されている。
地球環境基金業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度助成金交付要望募集要領に「一つの活動に対する助成期間は原則として3年」とする旨を募集要領に明記。 助成金支給に係る処理期間を27.21日に短縮(15年度:31.24日)。 助成事業:176件採択(HPで公表)。 18年度の事後評結果をHPで公表、国内14団体・海外2団体を選定し、事後評価を実施。 調査事業については、国の政策目標に沿って重点化。 研修事業については、ニーズ把握・評価のためのアンケートを実施、回答者の70%以上が有意義であったと評価。 寄附金受入額:68,633千円。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。 第三者による評価専門委員会において事後評価結果をとりまとめHPで公表し、平成20年度募集からは、過去に助成を受けたことのない団体を対象とした「発展助成」を新設したこと等は評価できる。 処理期間の短縮、募集時期の早期化等利便性向上に向けた取組が推進されている。 研修事業についてはニーズの把握に努め、質の向上を図り高い評価を得ている。 民間寄附金の受入れについては、基金創設以降最大であった18年度の実績を大きく上回り、特に優れた成果が上がったものと評価できる。
維持管理積立金の管理業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 運用利息額等の通知を1,307件実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 積立金の管理を適正に行い、運用利息額等の通知をこれまで同様に行っている。
石綿健康被害救済業務	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> HPに申請手続、記載事例等を掲載。 申請・請求受付:1,425件、認定等決定:1,665件(18年度に受け付け審査中だった868件を含む)。 救済給付の支給額:約2,700百万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年度からの累計認定申請5,350件に対し、9割弱の認定等の処理を行い、成果を上げたことは評価できる。
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒償却:約7億円(前年度約15億円)。 返済遅延・法的処理・債権分割による債権回収:約65億円(前年度:約69億円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 正常債権以外の債権回収額が、年度計画を大きく上回って回収できたことについて評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 公害健康被害補償予防業務勘定において、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条に基づき本法人が徴収する特定賦課金のうち、徴収ができないため未収となっているものがあり、本法人は、平成19年度の財務諸表において「破産更生債権等」として約26.3億円を計上している。当該債権は、19年度にも約0.7億円増加しているが、昭和49年度以降減額することなく毎年積み上がっており、それと同額の貸倒引当金も同様に毎年積み上がっている状況である。これについて改めてみると、財務諸表上の処理としては、債権の一般原則としての時効による消滅と計上すべき債権との関係について整理すべき点があるものと考えられる。今後の評価に当たっては、貴委員会として、以上の点に関し、本法人に対し、会計処理について改めて検証した上で業務実績を報告させ、評価を行うべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で114.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。